和泊町こども計画

【概要版】



令和7年3月

鹿児島県 和泊町

計画策定の背景

少子化や地域コミュニティの希薄化,核家族化の進行などにより,こどもや子育ての環境が大きく変化する中,国においては,2012(平成24)年8月に,子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し,子ども・子育て支援新制度が始まりました。

その後,国は2023 (令和5) 年4月には,幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し,社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設しました。同じく2023 (令和5) 年4月から,こどもを権利の主体として位置づけ,その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。

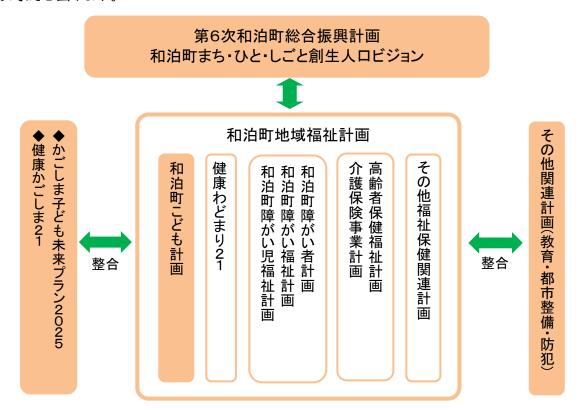
本町においては、「第2期和泊町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『安心・夢・ゆとりある子育てができるまちづくり』を基本理念とし、子育て環境の整備に取り組んできました。今回、第2期計画期間が2024(令和6)年度で満了を迎えることから、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進するために策定するものです。

計画の位置づけ・計画期間

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができることから、和泊町こども計画は、「子ども・子育て支援事業計画」「こどもの貧困解消対策計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」を一体的に策定するものとします。

また,本計画は,町の最上位計画である「総合計画」をはじめ,本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「高齢者保健福祉計画」や「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定するものです。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年間とし,本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう,計画期間の中間年度である令和9年度において見直しを行う等弾力的な対応を図ります。



子ども・子育て支援制度の概要

新制度では,就学前のこどもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として,①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が,②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。

この新制度の給付対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」,地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。

また,在宅で子育てを行っている家庭などを支援する「地域子ども・子育て支援事業」は,市町村が 主体となって実施します。

さらに,令和元年の子ども・子育て支援法の一部改正により,同年 IO 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って,「子育てのための施設等利用給付」が新設され,幼稚園(私学助成),一時預かり事業,認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援給付

子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための現金給付

児童手当法等に基づく児童手当等の給付

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

- ①施設型給付費…認定こども園(0~5歳), 幼稚園(3~5歳), 保育所(0~5歳)
- ②地域型保育給付費…小規模保育,家庭的保育,居宅訪問型保育,事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

■施設等利用費…施設型給付を受けない幼稚園,特別支援学校,預かり保育事業,認可外保育施設等(認可 外保育施設,一時預かり事業,病児保育事業,子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポ ート・センター事業))

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業等・子どもを守る地域ネットワークを表する。
 - ーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業

- ①病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業
- (ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑬妊婦健康診査事業

【新規事業】

- (4)子育て世帯訪問支援事業
- 15親子関係形成支援事業
- ⑥妊婦等包括相談支援事業
- ⑪産後ケア事業
- 18乳児等通園支援事業
- (こども誰でも通園制度)

仕事・子育で両立支援事業

■企業主導型保育事業

事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費,運営費の助成)

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が,低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

■中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

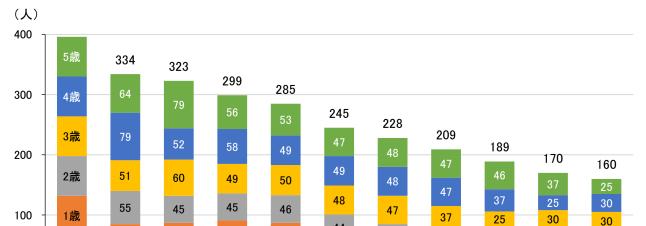
市町村主体

主体

国

和治町の児童人口推計

和泊町の就学前児童人口は、令和2年の334人から、令和6年には245人と89人減少していま す。今後5年間の就学前児童の人口は減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和11年には 160 人 になると予想されます。



30

26

24

R11

和泊町の就学前児童人口の実績と推計

※住民基本台帳データ(令和2年から令和6年実績値)を基にコーホート変化率法を用いて推計

50

37

R5

45

46

R4

41

46

R3

46

39

R2

0歳

凡例

凡例

R2

R3

0

和泊町の就学児童人口は、令和2年の389人から増減を繰り返し、令和6年には362人と27人 減少しています。今後5年間の就学児童の人口は減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和11年に は 261 人になると予想されます。

44

35

22

R6

35

23

27

R7

23

28

27

R8

28

28

25

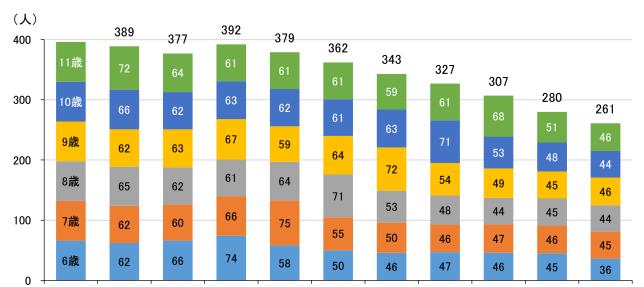
R9

28

26

24

R10



和泊町の就学児童人口の実績と推計

※住民基本台帳データ(令和2年から令和6年実績値)を基にコーホート変化率法を用いて推計

R5

R4

R6

R7

R8

R9

R10

R11

計画の基本理念・基本的な視点・施策の方向性

本町は、第6次総合振興計画の子育て支援のビジョンとして「安心で楽しい子育で、夢がある子育てに向けて地域で子育てができる心ゆたかな町づくりを目指します。」を掲げ、「子は島の宝」という言葉を原点に、こどもたちの明るい未来に向け、こどもが健やかに成長していけるように、地域全体でこどもを育む社会づくりに取り組んでいます。

基本 理念 安心で楽しい子育て、夢がある子育てに向けて 地域で子育てができる心ゆたかな町づくりを目指します。

①こどもの視点

基本的 な視点

- ②サービス利用者の視点
- ③社会全体による支援の視点
- ④結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- ⑤全てのこどもと家庭への支援の視点

①ライフステージ別の重要な支援施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

②ライフステージを通した重要な支援施策

施策の 方向性 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、子ども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通した縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

③子育て当事者への重要な支援施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなってきているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちを目指します。



教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では,市町村において「教育・保育提供区域」を定める必要があり,この区域に基づき,事業の量の見込み(需要量)を算出するとともに,確保方策(事業内容や供給量,実施時期)を示す必要があるとしています。

本町の人口規模や地域資源等を勘案すると,町全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営(行政等)側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため,本町においては教育・保育提供区域を町全域と設定します。

教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

町は、こどもの年齢や保護者の就労状況に応じて利用する「教育・保育施設および地域型保育事業」による確保の内容および実施時期(確保方策)を設定します。

教育・保育の提供体制

| 1号認定(教育ニーズ) | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-----------------|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み【人】 | 11 | 10 | 9 | 7 | 7 |
| ②確保方策(利用定員数)【人】 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |

| 2号認定(保育ニーズ) | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-----------------|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み【人】 | 125 | 114 | 94 | 80 | 74 |
| ②確保方策(利用定員数)【人】 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |

| 3号認定(0歳児) | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-----------------|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み【人】 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②確保方策(利用定員数)【人】 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |

| 3号認定(1·2歳児) | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-----------------|-----|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み【人】 | | 50 | 44 | 49 | 47 | 44 |
| | 1歳児 | 19 | 24 | 24 | 22 | 21 |
| | 2歳児 | 31 | 20 | 25 | 25 | 23 |
| ②確保方策(利用定員数)【人】 | | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 |











地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 およびその実施時期

地域子ども・子育て支援事業について,現在の利用状況及び利用希望を踏まえ,確保の内容および実施時期(確保方策)を設定します。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

| 利用者支援事業 | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | RTU平反 | KII平反 |
| ①量の見込み【箇所 | ŕ) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策【実施筐 | 所】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | | | |
| 地域子育て支援拠点 | 点事業 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| ①量の見込み【延べ | (人数] | 2,062 | 1,991 | 1,849 | 1,778 | 1,778 |
| | 人日】 | 2,062 | 1,991 | 1,849 | 1,778 | 1,778 |
| ②確保方策 | 実施箇所】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | | | |
| 妊婦健康診査事業 | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| ①量の見込み【人回 |]] | 351 | 351 | 325 | 312 | 312 |
| ②確保方策【人回】 | | 351 | 351 | 325 | 312 | 312 |
| | | | | | | |
| 乳児家庭全戸訪問 | 事業 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| ①量の見込み【人】 | | 27 | 27 | 25 | 24 | 24 |
| ②確保方策【人】 | | 27 | 27 | 25 | 24 | 24 |
| | | | | | | |
| 養育支援訪問事業 | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| ①量の見込み【人】 | | _ | _ | _ | _ | _ |
| ②確保方策【人】 | | _ | _ | _ | _ | _ |
| | | | | | | |
| 子どもを守る地域> 機能強化事業 | ネットワーク | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| ①量の見込み【箇所 | Ť] | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策【箇所】 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭, 妊産婦, ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を, 訪問支援員が訪問し, 不安や悩みを傾聴するとともに, 家事・子育て等の支援を実施することにより, 家庭や養育環境を整え, 虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

児童育成支援拠点事業【新規】

事業内容

養育環境等に課題を抱える,家庭や学校に居場所のない児童等に対して,当該児童の居場所となる場を開設し,児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて,生活習慣の形成や学習のサポート,進路等の相談支援,食事の提供等を行うとともに,児童及びその家庭の状況をアセスメントし,関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより,虐待を防止し,児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

親子関係形成支援事業【新規】

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子育て短期支援事業

①事業内容

母子家庭等(母子家庭以外の利用者も利用可能)が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。

②確保方策

事業実績及びニーズ調査結果からもニーズが無く,現時点において事業実施は未定ですが,役場庁舎を窓口として,児童相談所等と連携し対応を行います。

| 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|------------------------------------|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み【人日】 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| ②確保方策【人日】 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |

| 一時預かり事 | 預かり事業 | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------|---------------|------------|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み | ①量の見込み 在園児対応型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【延べ回数】 | 在園児対応型 | 型以外 | 20 | 20 | 18 | 18 | 18 |
| | 在園児 | 【人日】 | _ | _ | _ | _ | _ |
| ⑦7≠/兄士华 | 対応型 | 【箇所】 | _ | _ | _ | _ | _ |
| ②確保方策 | | 【人日】 | 20 | 20 | 18 | 18 | 18 |
| | | 【箇所】 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【令和8年度開始】

事業内容

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。

| 延長保育事業 | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | |
|-----------|----------|-------|------|------|-------|-------|----|
| ①量の見込み【人】 | | 21 | 19 | 18 | 16 | 15 | |
| | ②7束/□ 士竺 | 人数【人】 | 21 | 19 | 18 | 16 | 15 |
| ②確保方策 | 実施個所【箇所】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

| 病児·病後児保育事業 | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|--------------|----------|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み【延べ人数】 | | 29 | 27 | 24 | 22 | 20 |
| ②確保方策 | 人数【人日】 | 29 | 27 | 24 | 22 | 20 |
| | 実施箇所【箇所】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------------------|----------|------|------|------|-------|-------|
| ①量の見込み【人】 | | 94 | 86 | 83 | 79 | 73 |
| ②確保方策 | 人数【人】 | 123 | 123 | 123 | 123 | 123 |
| | 実施個所【箇所】 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、 文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助 成する事業です。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設,地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で,多様な事業者の新規参入を支援するほか,私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで,良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

お問い 合わせ 和泊町 こども未来課 〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊 10番地 TEL 0997-84-3111